

事業者各位

総務部契約検査室長  
環境部環境保全課長

### 工事用車両等の流入車規制について

平素は、本市政の推進に格別のご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、自動車 NOx・PM 法の排ガス基準を満たさないトラック、バス等は、本市を含む大阪府内において流入車規制を実施しています。

その内容は、府内の能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤坂村、岬町を除く 37 市町を発着として、以下の対象自動車\*で荷物の積卸し、人の乗り降りや作業などを伴う場合は、車種規制適合車又は経過措置対象車を使用しなければならないとするものです。

大阪府条例を遵守し、本市大気環境の保全にご協力いただきますようお願いいたします。

#### 対象自動車\*

- 1,4 ナンバーのトラック、バン等
- 2 ナンバーのバス、マイクロバス
- 8 ナンバーの特殊自動車（人の運送の用に供する乗車定員が 11 人未満のものを除く。）

詳細につきましては、大阪府ホームページ「流入車規制」をご参照ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/ryuunyuu/>